

令和 7 年度

財政援助団体等監査報告書

茂原市監査委員

茂監第55号  
令和7年10月29日

茂原市長 市原 淳 様

茂原市監査委員 風戸 博恭  
茂原市監査委員 岡澤 与志隆

財政援助団体等監査結果について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等の監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり提出します。

なお、この監査の結果に基づき措置を講じたときは、同条第14項の規定により通知願います。

1 監査の対象

茂原市長寿クラブ連合会

令和6年度茂原市長寿クラブ事業補助金

2 監査の期間

令和7年8月15日から10月29日まで

3 監査の方法

・着眼点（所管課）

- ・補助金の決定は法令等に適合しているか。
  - ・補助金額の算定、交付方法、手続等は適正であるか。
  - ・補助事業の履行確認及び実績報告の確認は適正であるか。
- (財政援助団体)
- ・補助金が事業の目的に沿って適正に活用され、補助事業の効果を十分に上げているか。
  - ・補助金の交付申請、実績報告等の手続きは適正であるか。
  - ・補助金に係る帳簿、証拠書類、会計書類の作成及び保管状況は適正であるか。

・主な実施内容

所管課及び財政援助団体から提出された関係諸帳簿等を調査するとともに、説明を聴取した。

4 監査の結果及び意見

関係諸帳簿及び支出証拠書類等を照合した結果、見直し及び改善すべき点が認められしたことから、対応を検討し、適正な事務の執行にあたられたい。

詳細については、次のとおりである。

(1) 監査対象団体 茂原市長寿クラブ連合会 (所管課 高齢者支援課)

(2) 補助金の名称 茂原市長寿クラブ事業補助金

(3) 補助金の額 1,410,100円

(4) 連合会の目的 茂原市老人福祉の向上に寄与するべく、健康づくり活動や文化活動、社会奉仕活動等を行い、会員の健康増進や社会参加を推進することを目的とする。

(5) 財務の状況 (令和6年度)

ア 補助金の交付申請等の事務手続き

交付要望書	令和5年10月20日
内定通知書	令和6年3月22日
交付申請書	令和6年4月1日
決定通知書	令和6年4月1日
着手届	令和6年4月1日
概算払請求書	令和6年5月28日
補助金の交付	令和6年6月12日
完了届	令和7年3月31日
実績報告書	令和7年3月31日
確定通知書	令和7年3月31日

イ 収支決算状況

収入			支出		
区分	予算現額	決算額	区分	予算現額	決算額
補助金	1,686,200	1,699,100	会議費	31,000	21,506
寄付金	1,000	100,000	総務費	389,000	369,867
諸収入	20,482	37,515	事業費	516,000	536,387
返還金	0	13,817	交付金	681,000	637,200
繰越金	215,318	215,318	負担金	276,000	220,920
			返還金	0	14,217
			予備費	30,000	0
合計	1,923,000	2,065,750	合計	1,923,000	1,800,097

収入決算額	2,065,750円
支出決算額	1,800,097円
差引金額	265,653円

収入決算額に対する市補助金の割合は、68.26%であった。また、予算に対する執行率は、収入107.42%、支出93.61%となっている。

## (6) 意見

・茂原市長寿クラブ連合会（以下「長寿クラブ連合会」という。）に対する補助金の交付については、茂原市長寿クラブ事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」）に定められているが、時代の変遷に伴う活動状況等の変化により、その内容と実態に乖離が生じているように見受けられる。交付要綱の補助対象事業については、対象事業を限定することにより長寿クラブ連合会活動に一定の制約がかかるとともに、事務の煩雑さに繋がっているように思われる。長寿クラブ連合会の活動内容に鑑み、事業区分を集約、若しくは補助対象外事業を定めることで活動の幅が広がり、かつ事務負担の軽減に繋がることが考えられる。

また、交付方法の規定についても現状の実態に即した規定に改めることにより、長寿クラブ連合会運営の自由度が確保されるように思われる。

以上のことから、長寿クラブ連合会及び社会福祉協議会と十分に協議し、交付要綱の見直し等適正な対応にあたられたい。

・長寿クラブ連合会が行った補助金の事務手続きに一部不備や誤りが認められたことから、改めて事務の手順等について、長寿クラブ連合会事務局の社会福祉協議会に示すとともに、審査を徹底し、適切な事務処理となるよう努められたい。

・旅費については、長寿クラブ連合会会員が活動するために必要な経費である。しかしながら、長寿クラブ連合会が定める旅費規程において、支給対象等と活動実態に乖離があり、活用しにくいものとなっている。社会福祉協議会には、長寿クラブ連合会と協議し、会員が有効活用できるよう規程の見直しについて検討するよう指導されたい。

長寿クラブ連合会は、高齢者の生きがいづくりを目的とし、自主的に活動する団体であり、閉じこもりがちな高齢者の社会的孤立感の解消や健康寿命の維持・延伸をめざした健康づくりの促進といった多くの役割を担っている。

高齢化が進む一方、会員数や単位クラブ数は減少傾向にあることから、長寿クラブ連合会のみならず、市としても活動の有益性を広く周知し、引き続き市と長寿クラブ連合会・社会福祉協議会が連携を図るとともに、さまざまな方策を検討しながら、対策に取り組まれたい。